第二千三百十五号

木

日

曜

定し、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで適用する。 より、地域住民の生活上必要であるとして知事が指定する地方バス路線を次のとおり指 山梨県告示第百五十七号 山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第百十五条の二第三項の規定に 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施 平成二十五年四月十八日 ツ公園 敷島団地~伊勢町~小瀬スポー 市立甲府病院~甲府駅~竜王駅 告 告 運 目 行 示 系 次 統 示 名 敷島団地 市立甲府病院 起 山梨県知事 点 甲府駅 伊勢町 主な経由地 横 平成二十五年 内 四月十八日 公園 竜王駅 小瀬スポー 正 終 点 明 ッ

四 敷島 医大病院 三 敷島団	敷島 (営) ~ グリー ンライン~ 大病院 	敷島 財島団地	グリーンライ 昇仙峡滝上部和バイパス 山梨大学医学	昇 部附属 病院 山梨大学医
昇 仙 敷 峡 島)~グリー	敷島営業所	グリー ンライ	昇 仙
五敷島	(営)~竜王駅~昇仙峡口	敷島営業所	竜王駅	昇仙峡口
六 営 敷島	(営)~御所循環~敷島(敷島営業所	御 所 循 環	敷島営業所
ス 敷島	(営)~駿台今井キャンパ	敷島営業所		ンパス 製台今井キャ
ファッション セ 敷 島	(営)~伊勢町~アイメッ	敷島営業所	伊 勢 町	アイメッ
和温泉駅 (営)	駅(営)~山梨英和大学~石	敷島営業所	山梨英和大学	石和温泉駅
十 院 敷 島	敷島 (営) ~後屋~山梨医大病	敷島営業所	後屋	部附属病院山梨大学医学
十一里	甲府駅~後屋~山梨医大病院	甲 府 駅	後屋	部附属病院
十二 敷島	島(営)~中央病院~芦安	敷島営業所	中央病院	芦 安
十三 里	甲府駅~十五所~鰍沢 (営)	甲府駅	十五所	鰍沢営業所

十六

勝沼~

·田中~ 甲 F 府駅

勝沼

田中

甲

·府駅

地

あやめが丘団

西野

中央病院

士四

小笠原車庫~十五所~甲府駅

小笠原車庫

十五所

甲府駅

十五 平岡あやめが丘~西野~中央

病院

Щ

二 十 四	_ _ _	<u>-</u> + <u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	十九	十八	十七
1 大石線	一西湖民宿線	平野線	平野線	内野線	韮崎駅~大草~ 甲府駅	韮崎駅~敷島~甲府駅	韮崎~増富温泉郷
富士山駅	富士山駅	富士山駅	富士山駅	富士山駅	韮崎駅	韮崎駅	韮崎営業所
河口局前	西湖	内野 旭日丘	ック アナ	お宮橋 内野	大草	敷島	
売所 芦川農産物直	西湖民宿	平野	平 野	富士山駅	甲府駅	甲府駅	増富温泉郷

山梨県告示第百五十八号

平成二十五年四月十八日定し、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで適用する。定し、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで適用する。山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第百十五条の二第三項の規定に山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第百十五条の二第三項の規定に

山梨県知事 横 内 正 明

	_	_	
ツ公園 男島団地〜伊勢町〜小瀬スポー	市立甲府病院~甲府駅~竜王駅	甲府駅~野牛島~旭入口	運 行 系 統 名
敷島団地	市立甲府病院	甲府駅	起点
伊 勢 町	甲府駅	野牛島	主な経由地
公 園 スポー ツ	竜王駅	口) 御勅使(旭入	終点

医大病院 四 敷島団地〜昭和バイパス〜山梨	敷島団地	昭和バイパス 山梨大学医学	部附属病院
昇仙峡滝上 敷島 (営)~グリーンライン~	敷島営業所	グリーンライ	昇仙峡滝上
六 敷島 (営) ~竜王駅~昇仙峡口	敷島営業所	竜王駅	昇仙峡口
営)	敷島営業所	御所循環	敷島営業所
ス 敷島 (営)~駿台今井キャンパ	敷島営業所		シパス 粉台今井キャ
セ 九 敷島 (営)~伊勢町~アイメッ	敷島営業所	伊 勢 町	アイメッセ
和温泉駅 (営)~山梨英和大学~石	敷島営業所	山梨英和大学 石和温泉駅	石和温泉駅
病院十一 敷島 (営) ~後屋~山梨医大	敷島営業所	後屋	部附属病院
口	敷島営業所	中央病院	口) 御勅使(旭入
十三 甲府駅~十五所~鰍沢(営)	甲府駅	十五所	鰍沢営業所
院十四(小笠原下仲町~西野~中央病)	小笠原下仲町	野	中央病院
十五 小笠原車庫~十五所~甲府駅	小笠原車庫	十五所	甲府駅
十六 韮崎~増富温泉郷	韮崎営業所		増富温泉郷
十七 韮崎駅~敷島~甲府駅	韮崎駅	敦島	-

二十二 平野線 富士山駅 内野 旭日丘 平野 二十二 平野線 富士山駅 内野 旭日丘 平野 二十二 西湖民宿線 富士山駅 内野 旭日丘 平野 二十二 西湖民宿線 富士山駅 大草 中府駅 十八 韮崎駅~大草~甲府駅 直士山駅 大草 中府駅						
駅 駅 駅 駅 駅 駅 駅 駅 河口 内野 がり ファク棚 がり ファナ	二十三 大石線					
局 前 旭 フ 日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	富士山駅	富士山駅	富士山駅	富士山駅	富士山駅	韮崎駅
	河口局前	西湖	旭日丘		お宮橋	大 草
	売所 農産物直	西湖民宿	野野	平野	内 野	甲府駅

山梨県告示第百五十九号

うに保安林の指定をする予定である 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

平成二十五年四月十八日

保安林の所在場所

山梨県知事 横 内 正 明

南巨摩郡身延町矢細工字長根三四九四、三四九九から三五〇二まで、三五一一の一、

三五一二、三五一三、三五一四の一

指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

字長根三四九四・三四九九から三五〇二まで・三五一一の一・三五一二・三五

三・三五一四の一 (以上九筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

Щ

梨

県

公 報

第二千三百十五号

平成二十五年四月十八日

次のとおりとする。

身延町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

公 告

狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十九条

第一項及び第五十一条第二項の規定により、狩猟免許試験等を次のとおり実施する。

平成二十五年四月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

狩猟免許試験

第一

試験日時

かは、申請者ごとに知事が別に指定する。) 午前九時二十分から午後四時まで 平成二十五年八月二十四日 (土)及び同月二十五日 (日)(いずれの日である

2 第二回

試験場所 平成二十六年一月二十九日(水)午前九時二十分から午後四時まで

甲府市川田町五百十七番地 山梨県立青少年センター内

リバー ス和戸館

Ξ 受験資格

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条各号のいずれにも該当しない

者であること。

試験科目

適性試験

視力、聴力及び運動能力

2 知識試験

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理

に関する知識

3

技能試験

猟具の安全な取扱い方、瞬間的な鳥獣の判別等

 $\overline{\mathcal{H}}$ 受験手続

提出書類

次に掲げるものとする。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律

許可証を提示した場合には、この書類の提出は要しない。 第六号) 第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者が申請の際に当該

- 二十八号) 第四十八条第一項に規定する免許申請書 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則 (平成十四年環境省令第
- けている場合は、その許可証の写し 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受
- 医師の診断書 正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しないことについての この許可を受けていない場合にあっては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適
- び撮影年月日を記載したもの センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇 _ 枚
- 2 狩猟免許申請手数料

相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。) 号に掲げる者にあっては、三千九百円 (狩猟免許申請書に狩猟免許申請手数料に 五千二百円。ただし、 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条各

六 申請書の受付期間

第一回

のあるものは有効とする。 という。) を除く。)。 ただし、郵送の場合は、平成二十五年七月十日までの消印 める条例 (平成元年山梨県条例第六号) に規定する県の休日 (以下「県の休日」 平成二十五年六月三日 (月) から同年七月十日 (水) まで (山梨県の休日を定

2 第二回

は有効とする。 く。)。ただし、郵送の場合は、平成二十五年十二月十日までの消印のあるもの 平成二十五年十一月一日 (金) から同年十二月十日 (火) まで (県の休日を除

七 申請書の提出先

申請者の住所地を所管する山梨県林務環境事務所森づくり推進課

第二 狩猟免許の更新に係る適性検査等

適性検査の日及び場所

住所地を所管する山梨県林務環境事務所において確認すること。

適性検査の対象者

により狩猟免許を受けた者で、狩猟免許の更新を受けようとするもの 平成二十二年四月十六日以降に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定

> Ξ 適性検査の内容

視力、聴力及び運動能力

適性検査に併せて実施する講習の内容

兀

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、 猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理

五 申請の手続

提出書類

が申請の際に当該許可証を提示した場合には、この書類の提出は要しない。 次に掲げるものとする。ただし、第一の五の1ただし書の許可を受けている者

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第五十八条第一項に規定

する免許更新申請書

第一の五の1のこに掲げる書類

第一の五の1の三に掲げる書類

第一の五の1の四に掲げる書類

2

狩猟免許更新申請手数料

紙を貼り付け、消印はしないこと。) 二千八百円 (狩猟免許更新申請書に二千八百円に相当する額面の山梨県収入証

六 申請書の受付期間

ただし、郵送の場合は、平成二十五年六月三十日までの消印のあるものは有効とす 平成二十五年六月三日 (月) から同月二十八日 (金) まで (県の休日を除く。)。

七 申請書の提出先

申請者の住所地を所管する山梨県林務環境事務所森づくり推進課

第三 問い合わせ先

住所地を所管する林務環境事務所森づくり推進課 山梨県森林環境部みどり自然課 (電話〇五五 二二三 一五二〇) 又は申請者の

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

縦覧に供する。 見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十五年五月十八日まで から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により甲府市

平成二十五年四月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

大規模小売店舗の名称及び所在地

- 1 名 称 オギノ貢川店食品館
- 2 所在地 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号
- 二 届出の内容及び公告日
- 1 内容 変更
- 2 公告日 平成二十四年十一月二十二日

Ξ 意見の概要

知及び交通誘導員の配置を行うこと。 駐車場出入口の安全確保及び店舗周辺の交通への支障回避のため、来退店経路の周

遊漁規則の変更認可

協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十九条第三項の規定により、漁業

平成二十五年四月十八日

山梨県知事 横 内 正

明

漁業権者の名称及び住所

峡東漁業協同組合 山梨市正徳寺千九百二十番地

= 漁業権の免許番号

内共第三号

Ξ 認可に係る変更内容

ブン笛吹石和店を削除するとともに、セブンイレブン笛吹高校前店及び山梨養魚場を 前売り遊漁料の納付場所について、フィッシングセンターブラボー及びセブンイレ

兀 変更後の遊漁規則の施行日

平成二十五年三月二十七日

追加することとした。

• 遊漁規則の変更認可

協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十九条第三項の規定により、漁業

平成二十五年四月十八日

山梨県知事

漁業権者の名称及び住所

内共第四号

横 内 正 明

富士川漁業協同組合 南巨摩郡身延町八木沢五百二十一番地

漁業権の免許番号

Ξ 認可に係る変更内容

遊漁料が無料となる者を、中学生以下から高校生以下に変更することとした。

兀 変更後の遊漁規則の施行日

平成二十五年三月二十七日

• 遊漁規則の変更認可

協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十九条第三項の規定により、 漁業

平成二十五年四月十八日

漁業権者の名称及び住所

山梨県知事

横

内

正

明

桂川漁業協同組合 上野原市上野原二千五百八十番地

漁業権の免許番号

内共第八号

Ξ 認可に係る変更内容

遊漁をしてはならない区域から、葛野川金竜寺下堰堤上下二百七十メートルを削除

することとした。

兀 変更後の遊漁規則の施行日

平成二十五年三月二十七日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事は、完了した。

平成二十五年四月十八日

山梨県知事 横

内

正

明

開発区域(工区)に含まれる地域の名称 笛吹市御坂町井之上字浅敷原四七の区域

開発許可を受けた者の住所及び氏名

笛吹市御坂町上黒駒二千九百六十四番地 社会福祉法人光珠福祉会 理事長 廣瀬

典子

公安委員会

山梨県公安委員会告示第四十八号

信号機の設置、車両の通行禁止、 制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委

Щ

日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則 (昭和三十五年山梨県公安 員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された

٦ از <u>-</u> از ヮを を を 委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。 別表第 一七八 一七八 八四 八四 平成二十五年四月十八日 中 差点) 甲府市丸の内三丁目一四番二〇 切線との十字路交差点 甲府市丸の内二丁目三三番一号 切線との交わる十字路交差点) 甲府市丸の内二丁目三三番一号 甲府市丸の内三丁目五番一号先 母線との十字路交差点) 甲府市丸の内三丁目五番一号先 号先 (市道と市道との十字路交 先 (市道百石国母線と市道橋穴 先 (市道百石国母線と市道橘穴 母線との十字路交差点) (市道飯田春日線と市道百石国 (市道飯田春日線と市道百石国 山梨県公安委員会 所前 山梨農政事務 丸の内三丁目 | 平成二五年四月一八日 教育会館南 舞鶴小東 県立図書館前 委員長 | 平成 | 五年八月 | 五日 五八・九・八 平五・七・八 平成二五年四月一八日 告示第四八号 告示第五八号 告示第四八号 第二八号 櫻 第五二号 井 洋 , に ゚゚゠゙゙ <u>-</u> از を ヮを ヮを _ = = = 六 九 六 兀 四 (県道上芦川甲府線と市道深住甲府市湯田二丁目二番一七号先 甲府市丸の内三丁目一四番二〇 線との交差点) 甲府市青沼二丁目二四番三号先 沢線との十字路交差点) 道南甲府停車場線と市道伊勢蓬 甲府市南口町七番二三号先 (県 沢線との交差点) 道南甲府停車場線と市道伊勢蓬 甲府市南口町七番二三号先 (県 深住吉線との十字路交差点) 甲府市湯田二丁目二番一七号先 号先 (市道同士の十字路交差点 吉線との交差点) (市道三吉朝気線と市道深住吉 (主要地方道甲府笛吹線と市道 西 出光石油前 甲南通り東 湯田一丁目 丸の内三丁目 平成二五年四月一八日 窪田製材所前 富士興産前 四五・七・三〇 四五・七・三〇 平成二五年四月一八日 平成二五年四月一八日 四四・一・三〇 告示第四八号 告示第四八号 告示第四八号

		7	`	「を		- از ،		っを		٠ ار	
1 製 製		六三	五八		五八						— 九
公報 第二千三百十五号		との交差点) (県道新甲府櫛形線と竜王町道九六番地の一先中巨摩郡竜王町富竹新田一、九中巨摩郡竜王町富竹新田一、九	会南線との十字路交差点)(市道金手東青沼線と市道以徳甲府市朝気一丁目八番一五号先		会南線との交差点) (市道金手東青沼線と市道以徳甲府市朝気一丁目八番一五号先		線との十字路交差点) 道富士川若松線と市道三吉朝気 甲府市太田町一番三一号先 (市		線との交差点) 道富士川若松線と市道三吉朝気 甲府市太田町一番三一号先 (市		線との十字路交差点)(市道三吉朝気線と市道深住吉甲府市青沼二丁目二四番三号先
平成二十五年四月十八日		富士泉石油前	朝気交差点北		油所前		青沼一丁目		大沢酒造店前		朝気交差点西
四月十八日		五〇・一・二二	告示第四八号		四九・四・六		告示第四八号平成二五年四月一八日		四六・ 〇・		朝気交差点西 平成二五年四月一八日
				_		ا		_		_	
	八〇	· 八〇	「 に	「を	七八	٦ ار ا	六九	っを	六 九	ŗĹ	 六 三
	中央市布施一五番地先(主要地	差点)を発と町道一〇号線との交施竜王線と町道一〇号線との交に県道甲府市川大門線と県道布中巨摩郡田富町布施一五番地先	(市道同士の十字路交差点)甲府市青沼一丁目七番一四号先		所前通り線との交差点)(市道若松本通り線と市道製氷甲府市青沼一丁目七番一四号先		プス中央線との十字路交差点)(市道と主要地方道韮崎南アル中央市西花輪四、一八一番地先		豊富線との交差点) 一番地先 (町道と県道韮崎櫛形 中巨摩郡田富町西花輪四、一八		ス線と市道との十字路交差点)一先(主要地方道甲府南アルプ甲斐市富竹新田一、九九六番地
	常永団地入口	中山輪店前	青沼二丁目西		ナカヤ商店前	٠	西花輪交差点		カイラブ前		徳行南
二六五	平成二五年四月一八日	五 · 三 ·	告示第四八号		五〇・二二・一八		告示第四八号		五〇・一・一八		告示第四八号平成二五年四月一八日

ΙĆ			っを					っを		- از		
	九 五	九 四		九五		九四四	<u> </u>		<u>\(\tau \) \(\tau \)</u>	`		_ 山 梨 県
	路交差点) (国道三五八号と市道との十字 (国道三五八号と市道との十字 甲府市伊勢四丁目三三番八号先	路交差点) (国道三五八号と市道との十字甲府市伊勢四丁目三一番九号先)と市道との交差点)	(新平和通り(国道三五八号線甲府市伊勢四丁目三三番八号先	(新平和通り(国道三五八号線	甲府市伊勢四丁目三一番九号先	の十字路交差点)		交差点) 交差点) できたい (国道三五八号線と市道との甲府市上今井町二、四九八番地)のである。当年の主義のでは、一つでは、一つでは、一つでは、日本のは、日本のは、日本のでは、日本	二 報 第二千三百十五号
	伊勢四丁目	伊勢四丁目中		のせ前 スーパーいち		加藤方前	上今井町		ダルマ屋前			平成二十五年四月十八日
	告示第四八号平成二五年四月一八日	- 平成二五年四月一八日		五一・一〇・二七		五	告示第四八号平成二五年四月一八日		五		告示第四八号	─────────────────────────────────────
L.							•	_				
$\overline{}$		_	_		_	_		「に	_	っを		
	- 〇 六	0	一 う 九		<u>N</u>	- 0 t	- 〇 六		0		00	
郷線と町道との十字路交差点)	香也先、主要也与道再守节川三中巨摩郡昭和町河東中島三二八	道新居中、八幡線との交差点)地の一先 (県道布施竜王線と町中巨摩郡竜王町西八幡九六四番	と町道との交差点)地先 (県道韮崎、櫛形、豊富線中巨摩郡田富町東花輪四九三番	五条線との交差点) おりのできょう (単近上が川甲が続き市道東	6、具道二5、一百牙泉、方道夏甲府市朝気三丁目二二番一〇号	吉線との交差点) (国道三五八号線と市道湯田住甲府市住吉一丁目一三番七号先	町道九号線との交差点)番地先(県道甲府市川大門線と中巨摩郡昭和町河東中島三二八		市道との十字路交差点)(主要地方道甲府市川三郷線と甲府市国母七丁目二番二五号先		(県道甲府市川大門線)甲府市国母七丁目二番二五号先	
	河東中島	富士見亭前	前をねや田富店	紅河	三菱甲府南口	前甲府信用金庫	昭和農協前		国母立体南		海野理容所前	
学元	告示第四 八号 平成二五年四月一八日	五二・九・二七	前 五二・九・二八		五二・九・二六	前の一番を開いています。	五二、八、四		告示第四八号平成二五年四月一八日		海野理容所前 五二・二・二五	二六六

			ے از		 っを		۔ از						
山梨		= 0				_ _ _ _		_ _ 0		— 〇 九		_ 〇 八	_ _ 0 t
県 公 報 第二千三百十五号		との交差点) 甲府市幸町七番一号 (県道上芦		と市道との十字路交差点) (主要地方道甲府南アルプス線 甲斐市西八幡一、一八七番地先		点) 「一点) 一点) 一点) 一点) 一番地先(県道新甲府櫛形線と 小巨摩郡竜王町西八幡一、一八		の十字路交差点) 甲斐市西八幡九六四番地一先(と市道との十字路交差点)		道との十字路交差点) 道との十字路交差点)		丁字路交差点) (県道甲府精進湖線と市道との (県道甲府精進湖線と市道との 甲府市住吉一丁目一三番七号先
平成二十五年四月十八日		油所伊勢町給		東中田		菊寿し前		玉幡 小北		東花輪駅西		南口町	住吉神社東
四月十八日		告示第五一号		告示第四八号平成二五年四月一八日		告示の第八号		告示第四八号	台方等リノモ	古に第四人 平成二五年四月一八日	音が多型ノモ	平成二五年四月一八日	告示第四八号
					J								
	¬ を			-		<u>*</u>	- اذ	_	っを		_	- از	
				1	5	七九九		四四			四四四		= 0
		岭]	中巨摩郡昭和町清水新居一、〇	郷線と町道との十字路交差点)の場合の一番地先(主要地方道甲府市川三番地方道甲	中三季郡召印丁雪条可、三〇二	道との交差点)地先(県道甲府市川大門線と町中巨摩郡昭和町西条四三〇二番		路交差点)(国道三五八号と市道との十字甲府市中小河原町五三四番地先		玉穂甲府線との交差点) 玉穂甲府線との交差点)	、国道三五人号象 1.是道1927年府市中小河原町五三四番地先		路交差点) 方道甲府笛吹線と市道との十字 甲府市幸町七番一号先 (主要地
			ア ピ オ 北	P. S. S. S. E.	西张文曲与有	支所東昭和農協西条		南小河原立体			望月食堂前		幸町北
二六七		告示第一号	Т		₹	告示第六号		告示第四八号		音気	五五・一二・一二		告示第四八号

っを	- I	っを		- IE	_ っを	¬ I=	
= 0		<u>一</u> 八	八	「に、」		「 に、 二六七	
甲府市朝気一丁目二番一号先(竜王線等との十字路交差点)市道池添梅ケ坪線と市道和戸町甲府市朝気一丁目二番一号先(先 (市道同士の十字路交差点)甲府市朝気三丁目二一番一五号) 大路北通り線との十字路交差点先(市道東六条通り線と市道北先(市道東六条通り線と市道北甲府市朝気三丁目二一番一五号	八先(市道同士の十字路交差点八先(市道同士の十字路交差点		の十字路交差点) 中巨摩郡竜王町富竹新田二、〇中巨摩郡竜王町富竹新田二、〇	 交差点 一
朝気一丁目北	北 厚生年金会館	朝気三丁目南	店朝気ビル前	万才河原		辰 巳 鮨 前	妙全寺南
平成二五年四月一八日	第五〇号	告示第四八号	第五三号	告示第四八号		第二〇号	告示第四八号
四二		- IS		=		' & = = -	, ić
二〇番地先(県道茅野小淵沢韮北巨摩郡長坂町長坂上条一、五	先(市道同士の十字路交差点) 韮崎市若宮二丁目一一番一三号	先 (市道と市道との交差点) 韮崎市若宮二丁目一一番一三号	(県道須玉中田線)	先(国道一四一号線) 北巨摩郡須玉町大蔵七三四番地	同士の十字路交差点) 甲府市向町四八八番地先(市道	の十字路交差点) 甲府市向町四八八番地先(市道	市道同士の十字路交差点)
 	若宮二丁目	平賀理容所前	館前額玉総合体育	館前町民総合体育	南町東交差点	ホテル京都前	
告示 第三 号	告示第四八号	告示第二号	告示第四八号	告示第三一号	告示第四八号《平成二五年四月一八日》	告示第一〇号	告示第四八号

第二千三百十五号

平成二十五年四月十八日

二六九				四月十八日	平成二十五年四月十八日	宗 公 報 第二千三百十五号	山 梨 県	
			ΙĆ			NAME IN		
告示第四八号 - 7.6	福丰富	字路交差点) 字路交差点) 「アルイオール三条町イルブドーをアイイオール三条町イルブドー		告示第四八号平成二五年四月一八日	最勝寺	文語点)二四番地先(町道同士の十字路南巨摩郡富士川町最勝寺一、二	三六	
	ままま			ِ ر				 っを
気前―――――・八・一六	今村電気前	番地先(町道北線)	E	第五三号 おんしゅう カー・カー・ カー・カー・ カー・カー・ カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ	北 ステー 産業	路交差点) 四番地先 (町道最勝寺青柳三号線との十字四番地先 (町道最勝寺九号線と 南巨摩郡増穂町最勝寺一、二二	三六	
			اذ					
告示第四八号平成二五年四月一八日	豊 岡	路交差点) 先(国道五二号と町道との丁字南巨摩郡身延町相又四〇六番地	Ξ			点) 点が言葉ですが、ませらい		
_			っを	告示第四八号平成二五年四月一八日	白井沢	直場象に伝滅営豊団也した岳也番地三九先(県道小荒間長坂停北杜市長坂町白井沢匹、一匹二	五五	
告示第一〇一号	口管的人等权力	点) (国道五二号と町道との交差先 (国道五二号と町道との交差		.				っを
	豊 可 	有三季収予正丁目く可つ、香也				線等との五差路交差点)域営農団地八ヶ岳地区幹線一号域営農団地八ヶ岳地区幹線一号		
1		1 C ランプ線との丁字路交差点		告示第一八号平成一二年四月一〇日	小泉小北	(県道小荒間長坂亭車昜線ム云二番地の三九先出巨摩郡長坂町白井沢四、一四	五五五	
	増穂IC入口	、石香也七、国道石二号 21 曽恵南巨摩郡富士川町青柳町一、五	五五五					- از
			っを	10000000000000000000000000000000000000	里看ク厦育	と市道との十字路交差点)と市道との十字路交差点)		
告示第六号		車道との丁字路交差点) 先(国道五二号と中部横断自動			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·) 香也七、晨笪寿妤比土直奇泉北杜市長坂町長坂上条一、五二	四	_
	増穂IC入口	南巨摩郡増穂町大椚六七〇番地	五五五		,			・を
			- اذ			崎線と町道との十字路交差点)		

	٠ از						っを			- از ر				
一 五 九		一 C 力			ー 〇 九	五			五三		- 7	<u>-</u> t	7	二 九
番地の一六三先(県道一宮山梨笛吹市石和町川中島一、六〇七		(市道同士の十字路交差点)(市道同士の十字路交差点)		線との交差点) 保 (町道七号線と町道三〇七号	東八代郡石和町広瀬九八五番地	(市道同士の十字路交差点)笛吹市石和町川中島九二番地先		との交差点)と町道五五号線	東八代郡石和町川中島九二番地		の十字路交差点)	笛欠节八七叮菊六八八番也もへ	の交差点)の交差点)	東八代郡八代町南六八八番地先
人口 桜温泉通り東		果実組合西		; ; ;	保坂商店前	川中島中			寿司政前		/ 1 5 1 1 1	ー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	7 7 7 7	若林商店前
告示第九六号		告示第四八号平成二五年匹月一八日	.	第四八号 .	平 七 · 八 · 七	告示第四八号平成二五年四月一八日		生元 第二ハ号	•		_	平成二五	第 · 一 号 ·	六〇・一・一七
		- از ا	-	っを 				五	 っを	Ŧ	- ار آ	- - - - - -	っを - 五 九	
高校西通り線との交差点)	都留市田原二丁目一五番三号(交差点) 文差点) である。 「であった」 である。	鄒留节中央一丁目六番九号もへ		鄒留市中央一丁目六番九号先へ	字路交差点)	也も、国首ニン号 11 下首とひト 甲州市塩山大和町一、七六二番		二番地先 (国道二〇号線) 二番地先 (国道二〇号線)		と市道との十字路交差点)を市道との十字路交差点)	笛次も石和叮川中島一、六つ七	線と市道との十字路交差点)
	田原		- - - -	中 央 一 丁 目	; !	横町交差点		初鹿野橋北詰		初度野馬入口] [5] 7 7	東和		
告示第一六号	•		告示第四八号	平成二 五 五 三 五 三 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	三	五 七 一 〇 八				四七・ハ・一六			平成二五年四月一八日	

第二千三百十五号

平成二十五年四月十八日

			- 1	- از [っを			- از		_	「を			اذ		っを
린			八		五五			五五			六			六		四	
		世立之「沙米立然(〇宮三ヶ)	県道可口胡倩佳線とひ交差点ン一○八番地先(国道一三七号と 南都留郡富士河口湖町河口一、		路交差点)(国道一三九号と市道との十字都留市上谷五丁目四番一二号先		字路交差点)	、国質しこしき象ですぎょうと都留市上谷五丁目四番一二号先		字路交差点)	た、国道 こし号 こり道 (O) 都留市上谷五丁目一一番一三号		交差点)	· 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		(市道同士の十字路交差点)都留市田原二丁目一五番三号先	
			前 河口 浅間 神 社		金山神社入口			谷村給油所前			田原			上谷五丁目		谷村高校西	
			告示第一一七号平成一九年一二月一三日		告示第四八号		学 ランチ	•		2000年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	平成二五年四月一八日		## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	五六・一一・九		告示第四八号平成二五年四月一八日	
		・を			-		っを		四	- ار		=======================================	っを				一
	富士吉田市下吉田三六五番地先		言田線との交差点) 言田線との交差点)			15三番地比、晨道鳥で富上可南都留郡富士河口湖町小立一、		道との交差点)	百香也		(市道明利通りと市道との変見交差点)	、 5 重召の番) こち直 こうを引富士吉田市上吉田九六九番地先		(市道昭和通り)		路交差点)	-)(香也七、丁道司に)」と南都留郡富士河口湖町河口一、
	本町二丁目		室下輪店市	7 A B B B B B B B B B B B B B B B B B B		諏訪神社前		立艺品	本図信用組合		もングー			富士菱電気前		Ē	河口浅間神社
	平成二五年四月一八日		#			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			↑ 紅豆匠介都留信用組合 五○・一二・一六		岩元等四人を			四九・一〇・二八		台湾タンテ	

		 っを			- I-									 っ を			- I-	
	五八	7 e		五八	, [ć		五〇	「を		五〇	- از		四八	っを		四八	- IĆ	
	四一三番也先 / 具道可口期富上南都留郡富士河口湖町船津三、		道河口湖小梅線)	三昏也、晨道可口胡富上泉、丁南都留郡河口湖町船津三、四一		地先(市道同士の十字路交差点	富士吉田市下吉田一、四五一番		対分(可道明系道!終さ可道地	他も、行道四角の象に行道なる。富士吉田市下吉田一、四五〇番		路交差点)	<国質=三元号に防道にの十字富士吉田市下吉田一二六番地先		り線との交差点)	(国道一三九号線と市道弁天通 富士吉田市下吉田一二六番地先		田線と市道との十字路交差点)(国道一三九号と県道新田下吉
	富士見町			小佐野設備前			しんや		Ì	† 辺タバコ店			曙町			荒井米穀店前		
台方等区ノモ	专示第四人号 平成二五年四月一八日		第三位	五三・八・一七		告示第四八号	平成二五年四月一八日			前			告示第91人号 平成二五年四月一八日			五二二五五		告示第四八号
					[L			L				
		四	「を		_ _ _			六七	「を		六七	- に	六 四	_ 7	Ē	7 D	I	
	- 七号労(市道同士の十字路交	富士吉田市竜ケ丘一丁目一〇番		点) (点)	萱町瓦尾二号泉:Dナア各交告一七号先(市道武蔵三号線と市富力圧−7目−○番		そう(下道院二の変更の変更の)	号も、市道司上の変則交差点で富士吉田市竜ケ丘二丁目九番七		交差点)	富士吉田市竜ケ丘二丁目九番七		先(市道同士の十字路交差点)			忍野線との交差点) (市道昭和通り線と市道上吉田 (市道昭和通り線と市道上吉田		線と町道との十字路交差点)
	西	竜ケ丘一丁目			甲 起 結 物 育	3 <u>艾</u> 数	7	下吉田浄水場			渡文自工前		吉田小東入口	ī 		し季ガンタ・育	コピスノブ前	
	巻示第四人				告示第二九号	マ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	专员第四人号		当	•		告示第四八号			告示の第二四号	i	

第二千三百十五号

平成二十五年四月十八日

っを ٦ IÇ っを , に っを に改める。 Щ 四四 — 四 _ 兀 兀 梨 県 点) 先(国道二〇号と市道との交差 大月市大月町真木一六一番地四 公 路交差点) 先(国道二〇号と市道との丁字 とのT字路交差点) 六四番地先 (国道二〇号と町道北都留郡上野原町四方津一、八 番地先 (国道二〇号と市道との大月市梁川町綱の上一、四七八 上野原市四方津一、八六四番地 丁字路交差点) 番地先 (国道二〇号と市道との 大月市梁川町綱の上一、四七八 丁字路交差点) 報 第二千三百十五号 平成二十五年四月十八日 入口 | 入口 | 告示 第二四号 | コモア四方津 | 平三・九・三〇 入口 三軒屋 |コモアしおつ | 平成二五年四月一八日 |自然学園高校||平成二五年四月一八日 梁川小入口 告示 平八・八・二九 告示第四八号 告示第四八号 平成二五年四月一八日 第三八号 告示第四八号 ٦ IĆ

間 (六四五メートル変則交差点)までの

二丁目三二番一号先

車

(上石田郵便局東側

道同士の変則交差点) から甲府市上石田

殊自動 大型特

告示第四八号

別表第
_
_
_
中

۔ از

兀

大月市大月町真木一六一番地の

三軒屋

告示

第三八号

平八・八・二九

二先 (国道二〇号と市道との交

差点)

三八八	三八七
線下上市石石田田道	市 道
号(保坂商店)まで丸方)から甲府市上石田一丁目九番一七丸方)から甲府市上九番一七中府市上	(八〇メートル) 甲府市上石田一丁目 中府市上石田一丁目九番八 で で で で で で で で
く 車 (車) 除転 両	く ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
ま で 時 か	ま ら 七 で 時 か
甲 府	甲 府
甲府 五三・六・二六 二六号	甲府 五三・六・二六

梨 県 公 報 第二千三百十五号 平成二十五年四月十八日

Щ

			_¬ を
三八九	二八八八	三八七	三八九九
削除	市道	市道	北上市線石田道
	甲府市上石田一丁目 一〇番一六号先(国 丁字路交差点)から 丁字路交差点)から 工号と市道との丁字 路交差点(国道五 二号と市道との丁字 路交差点(国道五	甲府市上石田一丁目 市丁里北部自治会 明一丁目北部自治会 明一丁字路交差点)ま の丁字路交差点)ま の丁字路交差点)ま での間(六五メート	(七〇メートル) (三〇メートル) (三〇メートル)
	。) 除 車 (両	。) 除 車 両 く 両	く。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	まら七 で九時 時か	ま ら 七 で 九 時 時 か	まら七 で九時 時か
甲府	甲府	甲府	甲府
告示第四八号平成二五年四月一	告示第四八号 四八号	告示第四八号 八日 四八号 四月一	五三・六・二六
一八五		七二六	を 「に、 七 六

	- [「を	
八五	「別表第四中に改める。	t - t	七一六		七 六
甲県府 道	中	市 道	市道		市道
番一○号先(貢川橋西 甲府市上石田二丁目二		中府市上石田一丁目 京番一六号先(上石田一丁目交差点)から甲府市上石田一丁目交差点)から甲府市上石田一丁 日八番八号先(国道 五二号と市道との丁 五二号と市道との丁 五二号と市道との丁 方面の丁	地先(竜王四一七番 地先(竜王北中学校 北東側丁字路交差点)から甲斐市竜王四 一〇番地一先(変則 十字路交差点)まで の間(九五メートル の間(九五メートル		・ 世妻市竜王四一七番 ・ 一〇番地一先(変則 ・ 一〇番地一先(変則 ・ 一〇番地一先(変則 ・ 一〇番地一先(変則 ・ 一〇番地一先(変則 ・ 一〇番地一先(変則 ・ 一〇番地一先(変則
 (路 線 両		車 殊 大 動 大 自 型 車 型 動 特 、自	。 を軽車両 く で		。) 除車両 く 両(
		終日	分 時 午 分 時 午 ま 三 前 か 三 前 で 〇 八 ら 〇 七		分 時 午 分 時 午 ま 三 前 か 三 前 で ○ 八 ら ○ 七
		甲 府	韮崎		韮崎
甲府 二七· 一·		告示第四八号 八日 号	告示第一三号		告示第一三号 日
		•			

二七四

٦ ار を を Щ 三五 八五 梨 県 形線 _ 号 国道五 町 公 (廃 軌 報 道 七号先(南西銀座北交 上石田二丁目二六番一 畑北側) まで 四番地先 (佐々木豊方 代郡中道町右左口九〇 則方畑北側) から東八 九一三番地先 (桑本英 東八代郡中道町右左口 差点)までの間(二五 七号先(南西銀座北交 上石田二丁目二六番一 詰交差点) から甲府市 番一〇号先 (貢川橋西 甲府市上石田二丁目二 差点) まで 詰交差点) から甲府市 (三八〇メートル) (九〇メートル) 第二千三百十五号 平成二十五年四月十八日 を除く 三輪、 バス、 学通園 、軽車 二輪 園バス 通学通 バス、 軽車両 ス 、 通 路線バ 車両(両を除 車 ر د 両 土曜、日 差点へ 銀座北交 差点へ 銀座北交 七時三〇 詰交差点 曜、休日 時まで 終 東から西 車両進行 から九時 時三〇分 を除く七 から南西 分から九 日を除く 日曜、休 詰交差点 貢川橋西 車両進行 日 南甲 府 甲 府 告示第四八号 告示 平成二五年四 一七号 五六・三・一 第六三号 ر از , に を ヮを 五五 三八 三八 仙 甲 県 府 線 昇 道 削除 市道 市 道 番八号先 (ファミリコ 甲府市上石田一丁目六 府市上石田一丁目九番 モール駐車場) から甲 甲府市上石田一丁目九 南アルプス線と市道と 番一六号先 (上石田一 甲府市上石田一丁目六) まで ァミリコモー ル駐車場 屋) から甲府市上石田 番一四号先 (鈴木方空 の間 (二四五メートル の丁字路交差点) まで 号先 (主要地方道甲府 市上石田一丁目八番八 丁目交差点) から甲府 (二八五メートル) 一丁目九番八号先 (フ 五号先 (鈴木理容所 まで (八四メートル 両を除 (軽 車 両 軽車両 両を除 を除く 車両 ((軽 車 車 両 車両進行 西から東 南から北 車両進行 へ終日 へ終日 終へ \Box 甲府 甲府 |甲府||五六・七・二 南甲 府 二七五 平成二五年四 平成二五年四 五六・七・二 四 一 号 月一八日 兀 告示第四八号 月一八日 告示第四八号 号

公 報 第二千三百十五号 平成二十五年四月十八日

Щ

梨 県

っに ヮを 五九〇 五九〇 富市道田田 市道 二九号 線 富一〇 市道田 駅前ロータリー入口)地一二先(JR東花輪 中央市東花輪五八二番 中央市東花輪五八二番 市道との丁字路交差点 五号先 (国道五二号と 市上石田一丁目九番一 字路交差点) から甲府 番一二号先 (上石田一 甲府市上石田一丁目九 丁目北部自治会館前丁 (三〇メートル) (六五メートル) までの間 を軽車 (車 車 声 声 南から北 車一タリ リー内東 終日 回り終日 側を時計 らロータ 一入口か ロータリ 車両進行 南甲 南甲 甲 府 府 告示第四八号 月四日 平成二五年二 平成二五年四 告示第一三号 平成二五年二 を

に改める。 別表 _ _

二 五 五	五四	五五三	五五二
市道	市道	市道	線 府 方 主 韮 道 要 崎 甲 地
西銀座北交差点) 一一番一二号先 (南甲府市上石田一丁目	丁字路交差点) 西銀座北交差点北側 一一番一二号先(南甲府市上石田一丁目	銀座北交差点) 田府市上石田一丁目	三差路交差点) 三差路交差点)
特 、自る東 殊 大動 大進 自 型 車 型 す	く。 で 軽車両す	く両、、園通バ(る南 。) を軽ニバ学ス路車進 除車輪ス通、線両す	る 西 車 進 両 す
終日	終日	で 九 分 時 除 休 日 土 時 か 三 く 日 曜 曜 ま ら 〇 七 を 、、	終日
甲 府	甲府	甲府	韮崎
告示第四八号平成二五年四月	告示第四八号平成二五年四月	告示第四八号四八号	告示第一二五号 平成二四年一一

五九一

県道万

二番地二先 (青橋交差甲州市塩山上於曽三九

車

声

北から東

部日下

平成二五年四

へ終日

告示第四八号 月一八日 二九号

駅前ロータリー入口)地一二先(JR東花輪

線

(三〇メートル)

リー内東

一入口か

府

月四日

告示第一三号

回り終日

力小屋

五メートル)

口から出口まで)(一 点北西角左折導流部入

第五中	中				
<u> </u>	主要地	甲斐市下今井一、八	西進す	終日	
	方道甲	五三番地先 (下今井	る車両		
	府韮崎	三差路交差点)			

韮 崎

月二日 平成二四年一一

告示第一二五号

線

山 梨 県 公 報 第二千三百十五号 平成二十五年四月十八日

				1	
	五三六	「別表第六中に改める。」	五五八	二 五 七	
線系	方主 主 道 時 地	中	見 久 上 県 堂 保 条 道 線 絵 宮 島	市 道 二 国 道 号 道 五	
折導流部)	五三番地先(下今井甲斐市下今井一、八) () () () () () () () () () ()	西銀座北交差点) 西銀座北交差点) 路交差点) 路交差点)	
	る 東 車 進 両 す		車型特動特、自る東 自定車殊大動大進 動中、自型車型す	く両 、 、 園 通 バ (る 南 ぐ を 軽 二 バ 学 ス 路 車 進 除 車 輪 ス 通 、 線 両 す 除 車 両 す	動車
	終日		終 日	で九分時除休日土 時か三く日曜曜 まら〇七を	
	韮崎		韮崎	甲 府 府	
学元第一二五年	号		告示第四八号四八号	告示第四八号 告示第四八号 月	
_	7	別表第七中	文 5 6	五五五五五六	っを
	———— 田 道	1)) (鳥山 道線	市 道 道 道 道 前 前 前 前 前 前 前 前 前 前 前 前 前 前 前	
	東ノ代君中道町 それの 日九一三番地先 (桑川) 大田南側)	長人弋郡中道丁15元	○番地先 (県道島と 農道との変則交差点)	田斐市下今井一、八 五三番地先(下今井 三差路交差点北側左 一一番三号先(国道 一一番三号先(国道 字路交差点)	
	る 1 車 近 両 3	出	車型特動特、自る 自定車殊大動大 動中、自型車型	南 く両、、園通バ(る北 る東進 で	
	# E			終 で 九 分 時 除 休 日 土 終 日 時 か 三 く 日 曜 曜 日 まら 〇 七 を	
	 	—— 有 甲		董 甲 董 崎 府 崎	
	一七号 一七号 一十号 一十号 一十号 一十号 一十号 一十月	5	告示第四八号	平成二四年一月二二日	

っに ヮを に改める。 別表第十中 Щ 八八六 九五 九四 九四 六五 梨 県 _ 号 国道五 府韮崎 府 方 韮 崎 甲 削除 方道甲 主要地 線 主要地 公 線川甲県大府門市道 報 一一番一二号先 (南甲府市上石田一丁目 三差路交差点) 五三番地先 (下今井 五三番地先 (下今井 西銀座北交差点) 甲斐市下今井一、八 三差路交差点) 甲斐市下今井一、八 第二千三百十五号 点 番地先 (三珠中学校入口) 交差 西八代郡三珠町上野一、一五五 る車両 バス、 る車両 東進す る車両 西進す 両を除 通学通 園バス (路線 軽車 平成二十五年四月十八日 時三〇 休日を 分から 田曜、 終日 終日 土曜、 甲府 韮崎 韮 南甲府 平成二五年四月 市川 四九・四・一 一六号 平成二五年四月 告示第一二五号 月三日 平成二四年一一 月二日 平成二四年一一 告示第四八号 告示第四八号 告示第一二五号 八日 ゚゚゠゚゙ を っに , に ヮを ヮを ヮを _ 八八六 _ _ 四九 六九六 六九六 三四 四 号 一線 四 市道 廃 町 軌 道 道 方道甲 敷 力線 屋 上石田 道 市 県道万 府市川 主要地 南線 玉 三郷線 道 甲府市上石田一丁目九番八号先 の一先 (桃園神社前交差点)中巨摩郡櫛形町桃園六一七番地 甲州市塩山上於曽三九二番地先 五七番地先 (三珠庁舎入口交差 南アルプス市桃園六一七番地先 (名取薬局前 塩山市上於曽三九二番地先 西八代郡市川三郷町上野一、 (塚田商店前 (青橋交差点) (桃園神社前交差点) 五 兀 兀 小笠 鰍沢 甲府 五五・八・一一 南ア 早 塩山 ス 原 部 |平成||五年四月 八号 平成二五年四月 四九・四・ | 平成 | 五年四月 三五号 告示第四八号 六一・三・一三 告示第四八号 告示第四八号 一六号

, ić ヮを ヮを に改める。 っに 別表第十三中 Щ Ę Ą 四 四 赶 梨 00 四九 四 00 四 匹 県 \equiv Ξ 兀 公 報 市道 市道 削除 市道 市道 市 道 第二千三百十五号 地 先 甲府市丸の内一丁目一番八号先 甲府市住吉三丁目二八番一号先 甲府市住吉三丁目一、〇二九番 南側市道上) 笛吹市石和町駅前一五番地一先 笛吹市石和町駅前一五番地一先 路交差点) (市道同士の丁字路交差点) (東部浄化センター北西角十字 (住吉浄化センター北西交差点 (甲府駅北口よっちゃばれ広場 (市道同士の丁字路交差点) 平成二十五年四月十八日 南甲 甲府 笛吹 笛吹 南甲 甲府 府 平成 平成二五年四月 四日 平成二五年二月 四日 平成二五年四月 告示 |平七・三・|六 | 平成||五年四月 告示第四八号 告示第一三号 告示第一三号 第一五号 告示第四八号 告示第四八号 八日 八日 |五年||月 を ヮを に改める。 別表第十四中 六〇六 六〇六 兀 兀 国道 国道 〇 号 〇 号 国道 **응** 国道 〇 号 上下線 四、一〇一番地一 韮崎市本町四丁目 〇五八番地四先(甲斐市下今井三、 の両側 甲斐市下今井一、 南原交差点) から 〇五八番地四先(甲斐市下今井三、 差点)までの上下 川橋東側十字路交 横断自動車道富士 七五番地先 (中部 斐市下今井三、四 〇先 (北巨摩合同 四、一〇一番地一 韮崎市本町四丁目 四五番地先 (下今 斐市下今井一、八 〇先 (北巨摩合同 今井交差点) まで 庁舎西側) から甲 井交差点) までの 庁舎西側) から甲 八四五番地先 (下 六九五 三、二七〇 Ę 三七〇 九四五 車両 車両(車両 原車付 (け 原 ん 付 引・ を除く 終日 終日 五〇 五〇 二七九 韮崎 韮崎 韮崎 韮崎 号 年四月一 平成二五 九日 平成 四 八号 八日 告示第 平成二 平成二五 年四月一 告示第三 年三月| 告示第四 一六号 五日 年一一月

	 っを		- I
九 一 七 、 三		九 一 七 、 三	
市道		光 丁 住 画 都 市 寺 目 吉 道 市 線 善 四 路 計 道	i i
田府市住吉四丁目 中府市住吉三丁目 中府市住吉三丁目 中府市住吉三丁目 三番一号先(山梨 県自治会館西側丁 字路交差点)から 京路交差点)から		甲府市住吉四丁目の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の	
五八〇		五 八 〇	
)除 け原車 く ん付両 。を引・へ	。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	条 号 項 条 第 施 交 ・ (車 第 、 第 第 十 行 通 道 原 二 同 二 一 二 令 法 路 付 両	除ん
四〇		四 〇	
府 南 甲 八 告 八 年 平		府 南 甲 第 告 ・ 平	
八 告 八 年 平号 示日 四 成第 月 五		第 告 ・平 一 示 六 五 号	八告八 号示日 三 四
		っを	
に改める。		九一、七、六	九一、七、六
丁住画都市 中目吉道市)(域 市 農 道 道	東茅部ヶ広岳	、農農葉韮域東茅 ・道道幹崎農部ヶ ー 線双道広岳
住吉三丁目八六七番で差点)から甲府市住吉四丁目二甲府市住吉四丁目二甲府市	を	宮久保四、三九三番地一先(市道との丁の両側の両側の両側の両側の両側の両側の両側の両側の両側の両側の両側の両側の両側の	正、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<u>番 市 口 小 ―</u> 五 八 〇		五、八九〇	ニ、七七九
 車 両) 除 け く ん ° を引	原車付両・ヘ	ー
終日		0	四 〇
府 南甲 第 告 示 六 元 元 元 元 元 元	八 告 八 号 示 日 第 四	華 等 年 平 四 月 五	華崎 日年工成 日本 二月四

٦ از ヮを を Щ 四八六 四八五 四八五 三九〇 梨 県 線坪市 一道 号増 線 坪 市 一 道 号 増 市道 域農道 茅ヶ岳 光寺線 公 東部広 報 甲斐市大垈二、一二 - 西交差点) までの 番地一先 (市道同士甲府市増坪町七〇七 両側 番地一先 (市道同士甲府市増坪町七〇七 西側) 地先 (山梨自治会館 部広域農道と市道と 三番地先 (茅ヶ岳東 番地先 (環境センタ ら甲府市上町九三五 の三差路交差点) か - 西交差点) までの 番地先 (環境センタ ら甲府市上町九三五 の三差路交差点) か での両側 側丁字路交差点)ま 差点) から甲府市住 スポー ツ公園入口交 三番一三号先 (小瀬 甲府市住吉四丁目二 吉三丁目二番一号先 第二千三百十五号 (山梨県自治会館西 までの両側 Ę 九六〇 九六〇 五八〇 平成二十五年四月十八日 _ _ 車両 車両 車両 車両 終日 終日 終日 終日 南甲 南甲 韮崎 南甲 府 府 府 平成二五 年二月四 年二月四 年四月一 年四月 告示第一 平成二五 告示第一 平成二五 平成二五 三号 八日 三号 告示第四 八日 ٦ IÇ ヮを に改める。 別表第十六中 一六五 一六四 七 六六 六四 六六 六五 (市道 削除 削除 削除 市 市 市 市 見堂線と茅ヶ岳東部 県道島上条宮久保絵 井五七八番地一先(ら韮崎市穂坂町上今 の丁字路交差点) か 交差点) までの両側 広域農道との十字路 道 道 道 道 甲府市上石田二丁目二六番二三 号先 (中島惣吉方西側) 甲府市上石田一丁目一〇番 甲府市上石田一丁目九番八号先 先 (三枝保秋方南側) 甲府市上石田一丁目一〇番六号 (斉藤光男方南側) $\overline{\circ}$ 甲府 甲府 甲府 甲 甲 甲 甲 府 府 府 府 四九・四・一一 四九・四・ 四九・四・一一 <u>一</u>八 平成二五年四月 平成二五年四月 平成二五年四月 四九・四・一一 告示第四八号 告示第四八号 告示第四八号 八日 一六号 六号 六号 八号 告示第四

	- IE		 っを	- I	<u> </u>		っを		- に			っを		7
八、六四七	7 [八、六四五	7.2) 	二、四〇〇	· @	二、四〇〇	, [Ć		- t	· @		山梨県公輔
市道		市 道		市道		市道		東下町線曽根道			市道			
地先(住吉浄化センター北側)甲府市住吉三丁目一、〇二九番	進車両)	(市道同士の十字路交差点・西甲府市住吉三丁目一番二四号先		地の二先(北側)甲府市住吉三丁目一、〇四三番		西進車両)(銚子塚北西側十字路交差点・甲府市下曽根町一三〇番地一先		地先(三浦昌富方)西側東八代郡中道町下曽根一三九番		東進車両)	16、1500月10日10日でである。1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1		号先 (エッソスタンド東側)	第二十三百十五号 平瓦二十五年四月十八日
南甲府		南甲府		南甲府		南 甲 府		南甲府			甲 府			
第一五号平七・三・一六	告示第四八号	一八日 平成二五年四月	第一五号	告示・三・一六		告示第四八号 一八日 平成二五年四月		- 五 号 三 五		告示第四八号	平成二五年四月		六号	
		 っを					- IE			,	 っを		-	
八、六五二	八六五一		八、六五三		八六五二	八六五一	, [八、六四八		八、六四七	2		八、六四八	
市道	 市 道	Ī	市道		 市 道	市道		市道		市 道			 市 道	
・東進車両)・東進車両)甲府市青葉町二〇番七号先(山甲の市青葉町二〇番七号先(山	北側丁字路交差点・東進車両)(小瀬スポーツ公園入口交差点甲府市住吉四丁目二三番五号先		方)	一先(自治会館西方)	甲荷市青葉町一、四三八番地の	地の二先(南側)甲府市住吉四丁目二、三四四番		交差点・東進車両)(東部浄化センター西側丁字路甲府市住吉三丁目二六番六号先	路交差点・西進車両)路交差点・西進車両)	、夏の神となって、と見事にと、甲府市住吉三丁目二八番一号先		- 5 (F 们)	一た(南則) 甲府市住吉三丁目九一七番地の	
南甲府	———— 南 甲 府		南甲府	E G	—— 有 甲 行	南甲府		南甲府		 南 甲 府			—— 南 甲 府	
世界	告示第四八号		第一五号		平七・三・一六	第一五号		一八日 一八日 一八日 一八日	告示第四八号	- 平		第一五号	一寺元・三・一六	

Γ						_ !-				_ !-	
Щ	J	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	<u>'\</u> /	<u> </u>	Ϋ́	- ビ 	Ϋ́	_¬ を 			
梨 県											
公	7 7 1		六 六 六 六		六六三		六五八			六 五 八	六五三
報	तं	ī ē		ते ते	के के		市 道			市	 市 道
第二	i	道 i	道 道 ii	道道道	道道道		道			道	道
第二千三百十五号 平成二十五年四月十八日	地の一先(ヤマト運輸北側)		イパス 1 イパス A 3 日本番				路交差点・化進事両) 住吉区画整理二号公園東側十字 甲府市住吉五丁目一番二号先(-		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	地先(東則)	路交差点・南進車両) 保証部浄化センター 南側十字 田府市住吉三丁目二九番一三号 世
月 十 八	百 日 <i>R</i>		有 厚 甲 F	有 月 日 牙	南甲甲府		南 甲 府			南 甲 府	南甲府
Ê									第台		告一平
	第一五号	平 第 告 ³ こ 五 三 号 :	平 第 告 ¹ 七 一 五 号 3 - 3	平 第 告 平 第 一 五 号 三 一 五 号	第一五号の一五号の一五号の一五号の一五号の一五号の一五号の一五号の一五号の一五号の		告示第四八号 一八日 平成二五年四		第一五号	告 平 示 七 三	告示第四八号
			_ _	_ _			告示第四八号 一八日 平成二五年四月				告示第四八号
	7	7	六 7	7	- 六 六		月_			六	
									っを		
	V	Ý	Ý	V	Ý		V,	Ϋ́		Ý	Ύ
	六六九	六六	六六六	六 六 六	六六	7	六	六六三		六六九九	六六八
	九	八	t	六	五		Д			九	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	市 道	市 道	市道	市道	市 道	j	市 道	市道		市	市
		進る田	谁失田	市 (田	○占生田		田油			道	道 ————————————————————————————————————
	(市道同士の十字路交差点・西甲府市住吉五丁目一番二三号先	進車両)(市道同士の十字路交差点・東甲府市住吉四丁目二一番二号先	進車両) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	車両)(市道同士の変則交差点・東進(市道同士の変則交差点・東進甲府市住吉四丁目二一番二号先) 点西側丁字路交差点・南進車両先(小瀬スポーツ公園入口交差甲府市住吉四丁目二三番一三号	路交差点・南進車両) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	甲府市主吉五丁ヨニ五番--号―――――――――――――――――――――――――――――――――――	(市道同士の十字路交差点・南甲府市住吉五丁目四番二二号先		地の三先(住吉食堂北側)甲府市住吉四丁目二、三〇九番	地の一先(南側)甲府市住吉四丁目二、三〇七番
	同住士	り同住	道住局点	同住士の	丁瀬住字スポー	点小作		同住また		先 住 言	先 住 (吉 三
	の 十 丁 字 目	十丁字目	」 の 日	変丁則目	が 交 一 差 ツ 目	進歩		の 十 丁 字目		吉丁自	側丁
	路 交 番	路 二		交 二 差 一	点公園	両橋		, 路 四 交番		堂二、	= =
	差二点・	差番ニテ	差 番 点 一	点番・二	南人番追口一	果 i 明 : T :	当 — —	差二点・デール・ディング		側二	=0+
									_		
	南 甲 府	南 甲 府	南甲府	南 甲 府	南 甲 府		南 甲 府	南 甲 府		南甲府	南 甲 府
八三	一平八成							— 平 八 成 日 <u>—</u>	-		第告平一示七
Ξ	一八日平成二五年四月	告示第四八号 一八日 平成二五年四月	告示第四八号 平成二五年四月	告示第四八号 一八日 平成二五年四月	告示第四八号一八日	告示第四八号	平成二五年四月 告示第四八号	一八日 平成二五年四月		第一五号 平七・三・	第一五号
	無	八 年 四	八 年		八年	실 :		年加		_	· _
	범	7 =	7		7 7	-		日		六	六

山梨県公報
第二千三百十五号
平成二十五年四月十八日

							を					っを		- از	
_ _		_ _ _		_ _		_ _			_ _		八、六七一		八、六七一		
六七七		六七六		六七五		六七四			六 七 四		<u>-</u>				
市道		市 道		市 道	4.7	泉川県 猿道 橋梁		線川猿橋	県 道 梁		市 道		市道		
甲府市上石田一丁目一一番一二	(国道王二号と市道との丁字路		路交差点・北進車両)	も、国道は二号に作道にの厂学甲府市上石田一丁目一一番三号	進車両)	スコ日首との三差各交差点・比地先(県道梁川猿橋線のバイパ大月市猿橋町藤崎一、六八一番		進車両) 進車両) 地先 (県道梁川猿橋線のバイパー	大月市猿喬町藤崎一、六八一番	E À	西進車両) 上町交差点北側十字路交差点・ 甲府市住吉五丁目一番八号先 (地の一先(山梨園芸市場北側)甲府市住吉五丁目二、一九三番		進車両)
甲府		甲府		甲 府		大月			大月		 南 甲 府		南甲府		
平成二五年四月	告示第四八号	平成二五年四月	告示第四八号	平成二五年四月	4	告示第一三号 四日 平成二五年二月		告示第一二号	平		· 告示第四八号 一八日 平成二五年四月		第一五号		告示第四八号
	一、六八五		一、六八四		一、六八三	— - : : : :		一、六八一		一、六八〇		一一、六七九	2	ー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
域 東 農 部 道 広	茅った		町道		町道	市道		線 坪 市 八 道 号 増	線 坪 八 号	市道増		市道	ì	首	
丁字路交差点・東進車両)		差点・西進車両)	「香也三も、丁道司しつ上字各で」中巨摩郡昭和町飯喰一、 〇八四	差点・東進車両)	香也つもへ叮道司上の十字各之中巨摩郡昭和町飯喰一、二六四	南進車両) ・		、 線との丁字路交差点・西進車両 市道増坪一号線と市道増坪八号 甲府市増坪町六五六番地三先 (路交差点・東進車両)	甲府市増坪町六五二番地七先 (進車両)	号も〜上19日 丁目 押ノボタ 甲府市上石田 丁目 四番三八	世車両) (10年) 日本 (11年) 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年	甲符节上53日一丁目一二番一三	字路交差点・北進車両) 号先(南西銀座北交差点北側丁
	韮崎		南甲府		南 甲 府	南甲府		南 甲 府		南甲府		甲 府	F.	甲 付	
告示第四八号	平成二五年四月	告示第四八号	- 平	告示第四八号	- 17	告示第四八号		告示第四八号	告示第四八号 一八日	平成 五年四月	告示第四八号	平成二五年四月	告示第四八号	平成二五年四月	告示第四八号

山梨県公報 第二千三百十五号 平成二十五年四月十八日

_ _	;		_ _	_ _	_ _	, ;	_ _	_ - :	
六 九 三	六 九 二		六 九 一	六九〇	六八九	六八八	六八七	六八六	
市 道) (農山道 道線千)(t 市原道:	或 東 茅 農 部 ケ 道 広 岳	市道	市 道	市 道	市道) (域 東 茅 市 農 広 道 広 岳)(市道
北杜市須玉町大豆生田八八三番	道との変則交差点・南進車両)県道島上条宮久保絵見堂線と農甲斐市大垈二、〇八〇番地先(路交差点・西進車両)	と茅ヶ岳東部広或農道との十字先(県道島上条宮久保絵見堂線韮崎市穂坂町長久保一番地一三	十字路交差点・西進車両)茅ヶ岳東部広域農道と市道との甲斐市團子新居三三一番地先(との十字路交差点・東進車両)先 (茅ヶ岳東部広域農道と市道甲斐市團子新居一、三四六番地	の十字路交差点・南進車両)(茅ヶ岳東部広域農道と市道と甲斐市大垈二、三三二番地一先	の十字路交差点・北進車両)(茅ヶ岳東部広域農道と市道と甲斐市大垈二、四八二番地一先	の丁字路交差点・北進車両)(茅ヶ岳東部広域農道と市道と甲斐市大垈二、三二二番地一先	
北杜	韮崎		韮崎	韮崎	韮崎	韮崎	韮崎	韮崎	
平成二五年四月	告示第四八号平成二五年四月	4	告示第四八号 一八日 平成二五年四月	告示第四八号 一八日 平成二五年四月	告示第四八号 一八日 平成二五年四月	告示第四八号 一八日 平成二五年四月	告示第四八号平成二五年四月	告示第四八号平成二五年四月	
			- に						
		一、一五五	「別表第十七中に改める。	一一、六九八	- - 7 1		- - - : : : : : : : : : : : : : : : : :	—————————————————————————————————————	
	光 丁 住 區 寺 目 吉 追 線 善 四 距	画都市首市	'	型	道線回道。日本				
) までの両側	対方(イリック) 市住吉三丁目八 市住吉三丁目八 市住吉三丁目八	世代・小願なぱ 田府市住吉四丁 五八〇		流部出口・東進車両)	「		留から100mmの開発している地 十字路交差点・南進車両) 先(県道一宮山梨線と市道との		 交差点・西進車両) 地三先 (穂足郵便局南側丁字路
		車両		角工番批响	字線 - 発線 / アンション・アンジャング を	、 車を = 1 一 一 一 道 1 1 - 世 1	一 一 一 市道との地	・北進車	側丁字路
		—————————————————————————————————————	_	日下部	Ê	育 育 欠 以	音 音 欠 吃	笛	
	第 包 一 元 日	府・一六		告示第四八号 一八日 一八日	告示第四八号	年	平	告示第四八号 一八日 平成二五年四月	告示第四八号

- 登		¬ I:		 っを			¬ I:				っを
発 行 者	 四 =	「別表第」		ے.		_	「 別表第- 表第-				\rceil \lceil
山		別表第三十三中	=	_		Ξ	別表第十九中			一 五 五	
梨	七国号道	=	市道			市道	中				_
県			ト点(か(甲		両地ンダ					市 道	
甲府市丸の内一丁目六番一号	の三先 (一宮御坂IC南交差点)笛吹市御坂町金川原一、一五四乗		トル) (小瀬スポーツ公園入口交差点)までの両側歩道(五八〇メー(山梨県自治会館西側丁字路交差がら甲府市住吉三丁目二番一号先から甲府市住吉四丁目二三番一三号先甲府市住吉四丁目二三番		両側歩道 (五八〇メートル) 地先 (山梨自治会館西側)までの りから甲府市住吉三丁目八六七番	E、ヽ項スペーノス引入コミニュ甲府市住吉四丁目二、三七○番地		での両側 ま	目台会信事制「一号先(山梨県一号先(山梨県の19世界市		
目六番一号	、一五四番地			-	トル) 目八六七番 1					五 八 〇	_
	——-----------------------------------		南 甲 府			南甲府				車両	
£Π				_	第 台	手平				終日	
印刷所	告示第七号 一日 平成一七年		告示第四八号		第一五号	$\stackrel{\cdot}{\equiv}$				府 南 甲	
㈱サンニチ印刷	告示第七号 一日		告示第四八号平成二五年四月一八			六			八台号	5 八年平 元日四成 第一月五	
印刷			•		•						
甲府市业				に改める。	四	っを	Д		四三	四二	ァを
甲府市北口二丁目六番					削除		線一国〇号道		線河県道八田井	七国号三三	
畨							(名取薬局前) (名取薬局前)		(蛍見橋西詰交差点)	の三先 (一宮御坂IC南交差点)留吹市御坂町金川原一、一五四番地 =	
					生八豆				生 ハ 亚	生一亚	
				_	告示第四八号平成二五年四月一	_	四日の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本	- -	告示第四八号八日工五年四月一	告示第七号 一日 二月二	

第二千三百十五号

平成二十五年四月十八日

<u>一</u>八六